

西宮市一般廃棄物処理施設整備事業ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 西宮市一般廃棄物処理施設整備事業の実施に際し、西宮市一般廃棄物処理施設整備事業ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事務を所掌する。

一般廃棄物処理施設整備に係る事項

- ① PFI 導入可否を含めた事業手法の検討課題の抽出、調査及び整理
- ② 施設基本計画及び要求水準書（案）の検討課題の抽出、調査及び整理
- ③ 発注及び契約方式の検討課題の抽出、調査及び整理
- ④ その他、重要事項の検討

(構成)

第3条 ワーキングチームは次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) リーダー 環境施設部長
- (2) サブリーダー 環境事業部長
- (3) 委員 政策推進課長、政策推進課担当課長（政策経営担当）、総務課長、
財政課長、契約管理課長、施設マネジメント推進課長、
環境企画課長、美化企画課長、美化第1課長、施設管理課長、
施設操作課長

(設置期間)

第4条 ワーキングチームの設置期間は平成28年5月31日から所掌事務終了までとする。

(リーダーの職務)

第5条 リーダーは、会務を総理する。

- 2 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員に選任することができる。
- 4 リーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチームの会議に委員以外の出席を求め、その者から意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(会議)

第6条 ワーキングチームの会議は、リーダーが招集し、必要の都度、開催する。

- 2 その他、会議について必要な事項はリーダーが定める。

(検討委員会)

第7条 第2条各号に掲げるワーキングチームの所掌事務で検討課題の抽出、調査及び整理された事項について審議を行うため、西宮市一般廃棄物処理施設整備事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 検討委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 ワーキングチームの事務局は、環境局環境施設部施設整備課に置く。

付 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。